

静岡県告示第709号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年11月7日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 解除予定に係る保安林の所在場所

周智郡森町三倉字ソイヤマ1438の2、1438の7（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、中遠農林事務所及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）